

公的資金返済の状況と 今後の資本政策について

(決算発表時説明資料)

平成 19 年 5 月 18 日



リそなホールディングス

RESONA

I. 公的資金返済に向けた基本方針

当社グループは、平成 18 年 5 月 23 日に以下を内容とする「公的資金返済に向けた基本方針について」を公表しております。

- (1) 返済原資を可能な限り早期に確保すること
- (2) 適切な自己資本比率を維持すること
- (3) 普通株式の希薄化を可能な限り回避すること

II. 公的資金早期返済に向けた取組み

1. 平成 18 年度以降における具体的な取組み

当社グループでは、上記基本方針に基づき、平成 18 年度を「公的資金返済本格化への 1 年」と位置付け、返済原資の早期確保に注力するとともに、本格的規模の返済に着手しております。

日時	具体的な取組み
平成 18 年 5 月 23 日	「公的資金返済に向けた基本方針について」公表
平成 18 年 6 月 28 日	株主総会にて新規優先株式(第 4 種～第 9 種)授権枠の承認
平成 18 年 8 月 31 日	第 4 種優先株式(払込金額の総額 630 億円)の発行
平成 18 年 11 月 2 日	早期健全化法に基づく公的資金永久劣後ローンの一部返済(金額 200 億円)
平成 19 年 1 月 26 日	早期健全化法に基づく公的資金優先株式(発行価額の総額 5,327 億円)の買受け及び消却
平成 19 年 3 月 30 日	預金保険法に基づく公的資金普通株式の市場売却にかかる申出
平成 19 年 4 月 25 日	第 9 種優先株式(払込金額の総額 3,500 億円)の発行決議

平成 18 年度におきましては、平成 18 年 11 月に永久劣後ローン 200 億円(早期健全化法分)の返済、並びに平成 19 年 1 月に優先株式 5,327 億円(注入額ベース、早期健全化法分)の買入消却を実施しました。これらの結果、平成 19 年 3 月末現在の公的資金残高は以下の通りとなっております。

(単位: 億円)

	発行	一斉転換 (初回コール)	金額	金額	返済額 (2) - (1)
			15年9月末 (1)	19年3月末 (2)	
公的資金合計			31,280	23,725	▲ 7,554
優先株式			25,315	19,988	▲ 5,327
早期健全化法			8,680	3,352	▲ 5,327
乙種	平成11年3月	平成21年4月	4,080	1,633	▲ 2,446
丙種	平成13年4月	平成27年4月	600	600	—
戊種	平成11年3月	平成21年12月	3,000	119	▲ 2,880
己種	平成11年3月	平成26年12月	1,000	1,000	—
預金保険法			16,635	16,635	—
第1種	平成15年7月	定めなし	5,500	5,500	—
第2種	平成15年7月	定めなし	5,635	5,635	—
第3種	平成15年7月	定めなし	5,500	5,500	—
劣後ローン			3,000	800	▲ 2,200
金融安定化法			2,000	—	▲ 2,000
早期健全化法	平成11年3月	平成21年3月	1,000	800	▲ 200
普通株式			2,964	2,937	▲ 27
預金保険法	平成15年7月	定めなし	2,964	2,937	▲ 27

※ 単位未満は切り捨て

2. 公的資金返済原資確保の状況

公的資金の主たる返済原資であるグループ合算利益剰余金残高は平成 19 年 3 月末現在で健全化計画(8,296 億円、18 年度における買入消却実績を考慮後)を 748 億円上回る 9,044 億円となっております。

また、去る 4 月 25 日に決議した第 9 種優先株式(3,500 億円)の発行により、剰余金の総額は 12,544 億円となり、公的資金優先株式の残存額である 19,988 億円(注入額ベース)の 62%に相当する返済原資を確保することになります。

《第 9 種優先株式》

第 9 種優先株式は、平成 19 年 4 月 25 日発行決議、6 月 5 日発行予定の優先株式。当社定款において唯一発行可能な転換型優先株式だが、取得請求権(転換権)の行使を抑制するよう手当てされている他、一定以上の株価になると当社が取得条項(一部現金・一部株式で取得できる条項)を行使できること等、希薄化抑制の仕組みを種々取り入れている。

Ⅲ. 自己資本の運営等について

1. 自己資本比率の目標

グループ連結自己資本比率については、自己資本比率(連結)9%以上、Tier1比率(連結)5%以上を目標としてまいります。

2. 自己資本の質

第9種優先株式の発行をふまえ、今後公的資金優先株式を返済した場合でも、株主資本を主とした「質」の高い自己資本を維持してまいります。

3. 優先株式の配当について

公的資金優先株式については、利益剰余金による返済及び公的資金以外の新規優先株式への振替えを基本としてまいります。新規優先株式への振替え後の配当は、現在の水準を上回ることがないよう努めてまいります。

《新規優先株式の年間配当》 第4種優先株式 25億円、第9種優先株式 32億円

Ⅳ. 普通株式の希薄化に関する考え方

公的資金優先株式(希薄化の可能性のある資本)			
(注入額残高 19,988億円)			
第9種 優先株式	平成19年3月末 利益剰余金(実績)	平成20年3月期 ～平成22年3月期 利益剰余金(計画)	社債型 優先株式 の発行 など
(3,500億円)	(9,044億円)	(5,130億円)	

希薄化の可能性のある転換型優先株式は、第9種優先株式のみ

※ なお、実際の返済額は上記記載の公的資金優先株式残高(注入額ベース)と異なる可能性があります。

1. 希薄化に関しては、上記基本方針の通り「普通株式の希薄化を可能な限り回避すること」としております。
2. 当社定款において発行可能な転換型優先株式は、本年4月25日に発行決議した第9種優先株式(3,500億円)のみであり、今後は当社定款において授權されている社債型(普通株式への転換権が付与されていない非転換型)優先株式(第5種～第8種)の発行を検討してまいります。
3. 利益剰余金及び上記の新規優先株式発行により確保したその他資本剰余金を原資として、今後、転換型の公的資金優先株式を返済することにより、普通株式の増加(希薄化)を抑制してまいります。

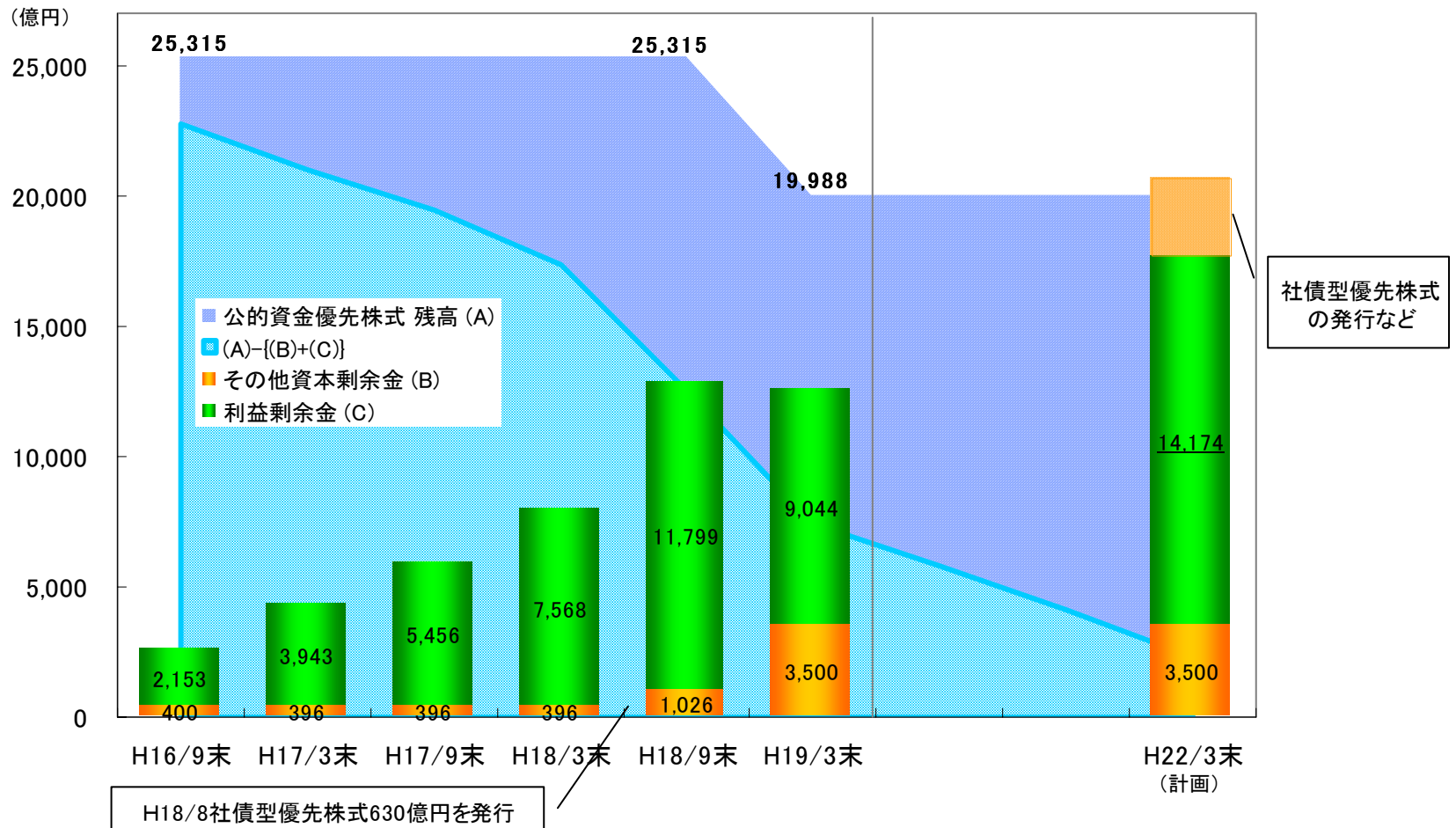
Ⅴ. 公的資金の具体的返済について

1. 残存する公的資金優先株式(注入額残高 19,988億円)
利益剰余金及び今後市場で発行する優先株式の資金(その他資本剰余金)を原資として取得を行う旨を基本方針としております。
なお、剰余金については、健全化計画において平成20年3月期から平成22年3月期にかけて5,130億円の合算利益剰余金の積み上げを計画しており、今後市場で発行する社債型優先株式などと合わせ、公的資金優先株式の注入額に見合う額を上回る剰余金の確保を図ってまいります。
2. 残存する公的資金劣後ローン(注入額残高 800億円)
コール期日の平成21年3月末までの全額返済を基本方針としております。
3. 残存する公的資金普通株式(注入額残高 2,937億円)
3月30日に普通株式の一部について市場売却にかかる申出を致しており、具体的な返済手法・時期等については、環境が整い次第、関係当局との協議を行うことと致します。

以上

ご参考 今後の返済原資の積み上がりイメージ

- 利益剰余金確保及び社債型優先株式の発行などにより、残存する公的資金優先株式の注入額を上回る剰余金の積み上げを図る



1. 第9種優先株式の発行額はH19/3末の剰余金に含めて表示
2. H22/3末の利益剰余金は健全化計画ベース(H19/1の返済による使用、H19/3期計画比利益の上振れを考慮)
3. なお、実際の返済額は上記記載の公的資金優先株式残高(注入額ベース)と異なる可能性があります。